第六款　製造産業局（第二十七条―第三十一条）
第七款　商務情報政策局（第三十二条―第三十六条の四）
第二節　施設等機関（第三十七条―第二百二十七条）
第三節　地方支分部局
第一款　経済産業局（第二百二十八条―第二百五十四条）
第二款　産業保安監督部等（第二百五十四条の二―第二百五十四条の二十）
第二章　外局
第一節　資源エネルギー庁
第一款　長官官房（第二百五十五条）
第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の二）
第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の三―第二百五十六条）
第四款　電力・ガス事業部（第二百五十七条―第三百四条）
第二節　特許庁
第一款　内部部局
第一目　課の設置等（第三百五条―第三百二十四条）
第二目　課の内部組織等（第三百二十五条―第三百四十五条）
第二款　特許庁顧問（第三百四十六条）
第三節　中小企業庁
第一款　長官官房（第三百四十七条・第三百四十七条の二）
第二款　事業環境部（第三百四十八条・第三百四十九条）
第三款　経営支援部（第三百四十九条の二）
第四款　中小企業庁顧問（第三百四十九条の三）
第三章　経済産業省顧問及び経済産業省参与（第三百五十条・第三百五十一条）

第六款　製造産業局（第二十七条―第三十一条）
第七款　商務情報政策局（第三十二条―第三十六条の四）
第二節　施設等機関（第三十七条―第二百二十七条）
第三節　地方支分部局
第一款　経済産業局（第二百二十八条―第二百五十四条）
第二款　産業保安監督部等（第二百五十四条の二―第二百五十四条の二十）
第二章　外局
第一節　資源エネルギー庁
第一款　長官官房（第二百五十五条）
第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の二―第二百五十五条の三）
第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の四―第二百五十六条）
第四款　電力・ガス事業部（第二百五十七条―第三百四条）
第二節　特許庁
第一款　内部部局
第一目　課の設置等（第三百五条―第三百二十四条）
第二目　課の内部組織等（第三百二十五条―第三百四十五条）
第二款　特許庁顧問（第三百四十六条）
第三節　中小企業庁
第一款　長官官房（第三百四十七条）
第二款　事業環境部（第三百四十八条―第三百四十九条）
第三款　経営支援部（第三百四十九条の二）
第四款　中小企業庁顧問（第三百四十九条の三）
第三章　経済産業省顧問及び経済産業省参与（第三百五十条・第三百五十一条）

第四章　雑則（第三百五十二条）
附則
［削る］

（経済社会政策室）
**第六条の二**　（略）
2　経済社会政策室は、経済社会政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
［削る］
［削る］
3　［略］
（新規事業創造推進室）
**第七条の二**　産業創造課に、新規事業創造推進室を置く。
2　新規事業創造推進室は、産業活動の創造に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。
3　新規事業創造推進室に、室長を置く。
（地球環境対策室及び環境経済室）
**第二十六条**　環境政策課に、地球環境対策室及び環境経済室を置く。
［削る］

第四章　雑則（第三百五十二条）
附則
（新事業開拓制度推進室）
**第六条の二**　産業構造課に、新事業開拓制度推進室を置く。
2　新事業開拓制度推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づく新たな規制の特例措置の求めに関すること。
二　産業競争力強化法の規定に基づく新事業活動及びこれに関連する規定の解釈及び適用の有無の確認の求めに関すること。
3　新事業開拓制度推進室に、室長を置く。
（経済社会政策室）
**第六条の三**　産業構造課に、経済社会政策室を置く。
2　経済社会政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　産業構造課の所掌事務に関する経済社会政策の企画及び立案に関すること。
二　独立行政法人経済産業研究所の組織及び運営一般に関すること。
3　［略］
［新設］

（環境指導室、地球環境対策室及び環境経済室並びに越境移動管理官）
**第二十六条**　環境政策課に、環境指導室、地球環境対策室及び環境経済室並びに越境移動管理官一人を置く。
2　環境指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。